粗大ごみの出し方

粗大ごみとは

▽一般家庭から排出される大型ごみ

▽可燃性・不燃性とも1辺の長さが50cm以上

▽ガラス・陶磁器は1辺の長さが30cm以上

※石油ストーブ・石油ファンヒーターは長さにかかわらず粗大ごみとして排出してください。

※建築資材、タイヤ、コンクリート、テレビ、パソコンなど、収集できないものがあります。

※処理手数料がかかります。（生活保護、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している世帯は免除になります。直接持ち込みの場合は受付時に証書の提示、自宅回収の場合は申し込み時に申し出が必要です）

直接持ち込み（予約不要）

リサイクルセンター（新町6―9―1）へ持ち込みできます。

受付日時　月～金曜日、日曜日　午前9時～午後4時

※祝日、年末年始を除く

※搬入状況によりお待ちいただく場合があります。（特に日曜日は混雑します）

その他　市内の住所が確認できるものをお持ちください▽処理手数料は、その場でお支払いください。

粗大ごみ自宅回収（予約制）

粗大ごみ専用受付電話☎**23・5805**へお申し込みください。（品名、大きさ、数量を伺います）

※電話番号を間違えないようにご注意ください。

※収集まで7日程度お待ちいただきますので、早めにご連絡ください。

受付日時　月～金曜日　午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く

※月曜日や連休明けの申し込みは混み合います。

収集日　月～金曜日（祝日を含む）

※年末年始を除く

※時間指定不可

その他

▽品物には「粗大ごみ」・品名・受付番号（予約時にお伝えします）を書いた紙（下図参照）を貼ってください。

▽収集当日は、収集車両に積めるように道路際まで品物を出してください。（収集時の立ち会いは不要です）

▽せん定枝は、太さ10cm以下、長さ1m以下とし、必ず束ねてください。（枯れたもの、草、落ち葉、つるは収集できません）

▽65歳以上の方のみ・障害者のみ等で居住し、手伝う親族等がいない世帯で、自分で粗大ごみを屋外へ運び出すことが困難な場合は、申し込み時にご相談ください。

▽処理手数料は、納付書によりお支払いください。（収集時に現金で支払うことはできません）

問い合わせ　清掃リサイクル課収集指導係

春の全国交通安全運動
世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

市民一人ひとりが交通安全意識を高め、車両運転者だけではなく、歩行者、自転車利用者も交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけることが大切です。

交通事故防止にご協力をお願いします。

運動期間　4月6日（水）～15日（金）

交通事故死ゼロを目指す日　4月10日（日）

重点

▼子どもを始めとする歩行者の安全確保

▼歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

▼自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

▼二輪車の交通事故防止

問い合わせ　青梅警察署☎22・0110、青梅交通安全協会☎23・5287、市市民安全課市民安全係

青梅市国土強靭化地域計画を策定しました

国土強靭化とは、地震や津波、台風等の自然災害に強い国づくり・地域づくりを目指す取り組みのことです。

本市においても、地震や台風、土砂崩れ等の自然災害から被害の軽減を図り、最悪の事態を回避するため、災害に強いまちづくりの指針として、「青梅市国土強靭化地域計画」を策定しました。

問い合わせ　防災課危機管理係

良好な景観形成の推進にご協力を

市では、美しく優れた景観を持つまちづくりを進めるため、「青梅市の美しい風景を育む条例」に基づき、市内で一定規模以上の建築行為等を行う場合には、事前に市へ届け出ることを義務付けています。

なお、重点的に景観形成を図る地区として指定している青梅駅周辺景観形成地区および多摩川沿い景観形成地区とその他の一般地区では、届け出対象行為の規模等が異なります。

青梅駅周辺景観形成地区（森下町、上町、仲町、本町、住江町、西分町の一部）

青梅駅周辺景観形成地区においては、建築物の建築、工作物・広告物の設置等について、規模によって届け出が必要です。（表1）

多摩川沿い景観形成地区（多摩川沿い川、御岳渓谷周辺、釜の淵公園周辺）

多摩川沿い景観形成地区においては、建築物の建築、工作物・広告物の設置等について、規模によって届け出が必要です。（表2）

一般地区

青梅駅周辺景観形成地区および多摩川沿い景観形成地区を除く、市内のすべての地区においては、一定規模以上の建築物の建築等について、届け出が必要です。（表3）

問い合わせ　都市計画課開発指導係

表1　青梅駅周辺景観形成地区

届け出の対象	届け出の対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更
工作物	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更
広告物	表示、設置、改造、移転、除却または変更
土地の区画形質、土地利用	変更
石積み、樹木	設置または除却
その他	自動販売機の設置

表2　多摩川沿い景観形成地区

届け出の対象	届け出の対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更
工作物	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更
広告物	表示、設置、改造、移転、除却または変更
土地の区画形質、土地利用	変更
石積み、樹木	設置または除却
その他	自動販売機の設置、土砂等の堆積、カヌー等に関連する仮設構造物の設置

表3　一般地区

届け出が必要な行為	届け出の対象規模
開発行為、宅地造成行為	事業区域の面積が3，000㎡以上のもの
建築物の新築、増築、改築	高さが15mを超えるもの
	高さが10mを超える建築物で、延べ面積が1，500㎡以上のもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物の新設、増設、改造	高さが15mを超えるもの

平成6年指定の生産緑地をお持ちの方へ
特定生産緑地の指定手続きが始まります

市では、令和6年度に申出基準日（指定から30年）を迎える生産緑地をお持ちの方へ、4年3月に申請書類を送付し、4月から申請を受け付けています。

特定生産緑地の指定を希望する方は、5年3月31日までに指定手続きを済ませてください。

特定生産緑地に指定しないまま、生産緑地地区の指定から30年が経過すると、固定資産税等の税制優遇措置がなくなりますのでご注意ください。

申請先・問い合わせ　電話で予約のうえ、都市計画課（市役所5階）へ

※郵送可

動物病院で犬の鑑札、狂犬病予防接種注射済票の交付を実施します

環境政策課窓口で行っている鑑札・済票の交付を動物病院でも実施します。

狂犬病予防のため、犬の飼い主には、飼い犬の生涯1回の登録と、毎年1回4～6月に狂犬病予防注射を受けさせ、市町村から済票の交付を受けることが法律で義務づけられています。

令和4年度は、特例として期間を12月31日まで延長しています。期間内に狂犬病予防注射と済票の交付の手続きをお願いします。

実施動物病院　下表参照

交付手数料

▽**鑑札**…3千円

▽**済票**…550円

※注射接種費用、診察費等が別途かかります。

※市役所でも例年同様、鑑札、済票を受けることは可能です。（交付手数料は同額）

注意事項

▽**令和4年3月8日までに登録した犬の飼い主**…市から送付された「令和4年度狂犬病予防集合注射について」と記載されたハガキ（クリーム色）を必ずお持ちください。

▽**3月8日以降に登録した犬の飼い主**…ハガキが送付されないことがあります。4月1日時点で届いてない場合は、ご連絡ください。

▽動物病院には、鑑札・済票の交付業務のみ委託しています。鑑札・済票の再交付、転入や住所変更、死亡届（死亡届は電話も可）等の提出は、環境政策課（市役所5階）へお越しください。

問い合わせ　環境政策課管理係

実施動物病院一覧（動物病院名の50音順に掲載）

	動物病院名	所在地	電話
市内	①青梅しんまちペットクリニック	新町9－2056－15	32－7301
	②河辺ペットクリニック	河辺町9－1－28	23－7300
	③くま動物病院（済票は6月まで）	新町5－50－20	31－7756
	④島田動物病院	小曾木5－3162	74－5360
	⑤下澤動物病院	今寺3－443－9	31－1654
	⑥ともだ動物病院	友田町3－156－3	25－8955
	⑦長崎動物病院	東青梅4－12－19	23－3618
	⑧にしやま動物病院	師岡町4－11－14	22－1199
	⑨ふぅ動物病院	千ヶ瀬町5－628－4	78－3735
	⑩ペテモ動物病院　青梅	新町6－9－4（カインズホーム青梅インター店内）	32－2663
	⑪町田動物病院	野上町3－22－1	24－1937
	⑫わぁーみー動物病院	上町362－1－101日野屋ビル1F	24－7703
市外	⑬ペテモ動物病院　日の出（済票は7月まで）	日の出町大字平井字三吉野桜木237－3（イオンモール日の出内）	042－588－8617

※各動物病院とも、鑑札の交付は5月までですが、済票の交付は③および⑬の動物病院を除き、通年実施しています。